

○大洗町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付要綱

令和5年4月1日

告示第322号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自立・分散型エネルギー設備を設置する者に対し、予算の範囲内において大洗町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大洗町補助金交付規則（昭和52年12月22日規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 この要綱において、補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）の種類及び要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有すること（実績報告の提出時までには住民登録をする場合を含む。）。
- (2) 自ら居住若しくは居住を予定している町内の住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねた住宅であって、当該住宅の延床面積の2分の1以上が居住の用に供するものを含む。）に補助対象設備を設置すること又は住宅を販売する事業者等より未使用の補助対象設備があらかじめ設置された住宅を自ら居住の用に供するために取得すること。
- (3) 補助対象者が住宅の所有者でない場合、又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者の間で同意が取れていること。
- (4) 補助金を申請した年度内に全ての手続きを完了することができること。
- (5) 町税に未納がない者。
- (6) 補助対象者又は補助対象者と同一世帯に属する者が過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 補助対象者又は補助対象者と同一世帯に属する者が、茨城県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネルギーの取組を行っていること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）および補助金の額

は、別表第2のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

3 補助金の交付は、一の住宅につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象設備の設置工事の着手前(補助対象設備付き住宅を購入する場合は、引き渡し前)までに、大洗町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 補助対象設備の経費の内訳が分かる見積書等の写し
- (3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し(カタログ等)
- (4) 補助対象設備の設置予定箇所の位置図及び配置図
- (5) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真(補助対象設備があらかじめ設置された住宅を購入等する場合は除く。)
- (6) 町税の完納証明書等
- (7) 住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類
- (8) 住民票の写し(補助金の交付申請時において対象住宅に住所を有する者に限る。)
- (9) 補助対象設備を既存の太陽光発電設備に追加して設置していることがわかる書類(売買契約書、検針票等。補助対象設備を既存の太陽光発電設備に追加して設置する場合に限る。)
- (10) いばらきエコチャレンジの登録が確認できる書類の写し
- (11) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、町長は、申請者が大洗町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金に係る個人情報確認承諾書(様式第2号)を提出する場合は、前項第6号及び第8号に掲げる書類の添付を省略させることができる。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、大洗町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更するとき、又は、補助事業を中止しようとするときは、大洗町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業変更等承認申請書(様式第4号)を町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、変更の可否を決定し、大洗町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金変更等承認(不承認)決定通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日(補助対象設備付き住宅を購入する場合は、引き渡し前)から起算して30日以内又は交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、大洗町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 補助対象設備の保証書の写し
- (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (4) 住民票の写し(補助金の交付申請時に対象住宅に住所を有していなかった者に限る。)
- (5) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、町長は、申請者が大洗町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金に係る個人情報確認承諾書(様式第2号)を提出する場合は、前項第4号に掲げる書類の添付を省略させることができる。

(補助金の交付額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、大洗町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、大洗町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求書を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

る。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、大洗町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を求められた補助事業者は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(財産処分等の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期限内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、破棄し、又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りではない。

2 補助事業者は、前項のただし書の承認を受けようとするときは、大洗町自立・分散型エネルギー設備財産処分承認申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定により承認を受けたときは、その内容を審査し、大洗町自立・分散型エネルギー設備財産処分承認(不承認)通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(協力の義務)

第14条 補助事業者は、町長から設置効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

補助対象設備の要件

設備の種類	設備の要件等
蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであること。 ・ 住宅に設置された太陽光発電設備（発電出力10kw未満のものに限る。）と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること。 ・ 蓄電池部から供給される電力が、当該住宅にて使用されるものであること。 ・ 前年度又は当該年度に、国が実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者により登録されているものであり、かつ、設置時に未使用のものであること。

別表第2（第4条関係）

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費及び工事費（据付・配線工事等）	1設備当たり 5万円